

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚（養殖施設）
発生日時	令和5年5月21日 09時20分ごろ
発生場所	長崎県島原市 ^{しまばら} 猛島 ^{たけしま} 漁港北東方沖 島原新港南防波堤灯台から真方位152°1.0海里付近 （概位 北緯32°47.9′ 東経130°22.6′）
事故の概要	プレジャーボート ^{じゅしやう} 寿勝丸は、漂泊中、養殖施設に接近し、主機を後進運転とした直後、船尾部が同施設に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年5月23日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 寿勝丸、4.97トン F03-55633（漁船登録番号） 個人所有 第290-54542号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラ軸引上げ棒の曲損等 養殖施設 アンカーロープの切断
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、潮流 微弱な南流
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人である同乗者3人を乗せ、福岡県大牟田市の係留地を出航し、三池港^{みいけ}西方沖で釣りを行った後、猛島漁港北東方沖の釣り場に移動した。 船長は、主機を中立運転として漂泊し、潮流により南方に流されながら同乗者と共に釣りをを行い、魚群探知機の水深表示を見て釣りのポイントから外れたことを確認すると、主機を使用して北進し、再び漂泊して釣りをを行うことを繰り返していた。 船長は、本船が西方に向首した状態で釣りを行っていたとき、自身の釣りざおの仕掛けと道糸が絡んだので、甲板上にしゃがみ込んで仕掛けの交換作業を開始し、20分ほど経過した頃、同乗者の1人からブイが近くにあることを知らされ、周囲を確認したところ、船首方至近に複数のブイを認めた。 船長は、船首方至近にあるブイが、釣りを行っていた海域の南方に設置されたわかめ養殖施設（以下「本件養殖施設」という。）のものであることが分かり、本件養殖施設への進入を避けようと、主機を後進運転とした直後、本船の船尾部が本件養殖施設のアンカーロープに乗り揚げるとともにプロペラ軸に同ロープを巻き込んだ。 本件養殖施設で操業を行っていた漁船の乗組員は、本船が本件養殖

	施設に乗り揚げたことに気付き、所属する漁業協同組合に本事故の発生を伝え、同組合は海上保安庁に通報を行った。 本船は、来援した漁業協同組合の所属船舶によりプロペラ軸からアンカーロープが除去された後、同船舶で係留地にえい航された。 船長は、本事故前から本件養殖施設の存在を把握しており、猛島漁港北東方沖の釣り場に到着した際、南方に本件養殖施設のブイを認めていた。 船長は、釣り中、時折、目視で周囲を確認しており、その際、本件養殖施設との位置関係も確認していたが、仕掛けの交換作業開始以降は、同作業のみに意識を集中した状態となり、本件養殖施設との位置関係を確認していなかった。 本船の同乗者３人は、釣りに意識を向けており、本船が本件養殖施設に向かって流されていることに気付いていなかった。
分析	本船は、漂流中、潮流により南方に流されながら釣りを行っていた際、船長が、釣りざおの仕掛けの交換作業に意識を集中し漂流を続けたことから、本件養殖施設に接近していることに気付かず、同乗者から本件養殖施設のブイが近くにあることを知らされて主機を後進運転としたものの、その直後、船尾部が本件養殖施設のアンカーロープに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、漂流中、潮流によって南方に流されながら釣りを行っていた際、船長が、釣りざおの仕掛けの交換作業のみに意識を集中し漂流を続けたため、本件養殖施設に接近していることに気付かず、本件養殖施設に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、周囲に養殖施設の存在する海域で漂流し、潮流に流されながら釣りをを行う場合、釣りざおの仕掛けの交換作業など、特定の作業のみに意識を集中することなく、常時、養殖施設と自船との位置関係を把握しておき、同施設に接近しないようにすること。